

協議項目 2 1 「土地利用の取扱いに 関すること」

協議項目 2 1 「土地利用の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩 原 弥惣治

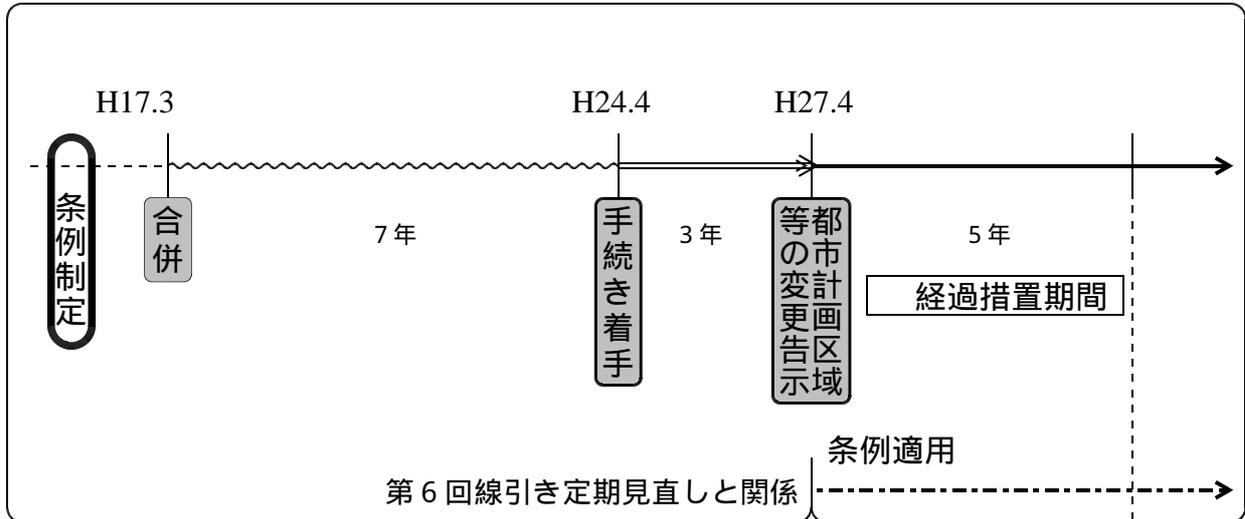
土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分）

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分）については、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぐ。

ただし、合併から 1 0 年後に都市計画区域を統合し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を実施する。

1 合併に伴う都市計画区域の統合（変更）及び線引きの時期について

都市計画区域の統合（変更）及び線引きの時期については、合併から10年後とする。



条例制定：市街化調整区域における土地利用の規制緩和策

経過措置期間とは

線引き前と同様の開発をしようとする者は、告示から6ヶ月以内に届出をすれば、5年以内に建物を建てることことができる。（都市計画法第34条第9号）
 （農地の場合は線引きの前に農振除外、農地転用許可が必要となる。）

- ・ 都市計画区域の統合（変更）及び線引き（区域区分）の変更は県決定案件であり、線引き定期見直しとの関連により手続き着手等の時期が変更になる場合がある。
- ・ 手続きに3年の期間を想定するが、農林調整等の期間により延長・短縮される場合もある。